



埼玉県

保健医療部 食品安全課
食品保健・監視担当 秋山・馬場・渡部・大越
直通 048-830-3611
代表 048-824-2111 内線 3611
E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp

〈報道発表資料〉

カテゴリー：県政一般

令和6年12月3日

食中毒を発生させた施設の行政処分を行いました

1 行政処分の内容

熊谷保健所は、食中毒を発生させた(1)の営業者に対して、(2)の営業施設での営業停止の行政処分を本日行った。

- (1) 営業者 ○○○○
- (2) 営業施設 ○○○○
埼玉県熊谷市
- (3) 営業の種類 飲食店営業
- (4) 違反内容 食品衛生法第6条違反
令和6年11月29日(金)に上記営業施設において調理提供された食事を喫食した42名に対して、腹痛、下痢を主症状とするウエルシュ菌による健康被害を生じさせた。
- (5) 処分内容 食品衛生法に基づく営業停止命令
ア 処分年月日 令和6年12月3日(火)
イ 期間 令和6年12月3日(火)から令和6年12月5日(木)まで3日間
- (6) 病因物質 ウエルシュ菌

2 指導内容

熊谷保健所は営業者に対して、食中毒の再発防止を目的に、営業停止期間中、施設の消毒を指導するとともに調理従事者への衛生教育等を行う。

3 食中毒事件の概要

- (1) 探知
令和6年11月30日(土)、熊谷市内の高齢者福祉施設から「令和6年11月29日(金)20時ごろから現在までに、複数の入居者が腹痛、下痢を呈している」旨の通報があり、保健所が調査を開始した。
- (2) 調査結果(発表日現在)
ア 患者の発生状況等
(ア) 喫食者 100名
(イ) 患者 42名(男性7名、女性35名、50歳代から100歳代)
(ウ) 喫食日時 令和6年11月29日(金)12時30分
(エ) 初発日時 令和6年11月29日(金)19時45分

- (才) 主な症状 腹痛、下痢
(力) 検査結果 患者 10 名の便からウエルシュ菌が検出された
(キ) 喫食メニュー 鶏肉の中華風炒め、赤魚の塩麹焼き、大学いも、ブロッコリーの辛子和え、香の物、ご飯、味噌汁

イ 上記飲食店を食中毒の原因施設と断定した理由

- (ア) 患者 10 名の便からウエルシュ菌が検出されたこと。
(イ) 患者の主症状及び潜伏期間が、ウエルシュ菌によるものと一致したこと。
(ウ) 患者の共通食が、原因施設で提供された食事に限定されること。

参考情報

ウエルシュ菌は土壤などに広く分布する菌で、人や動物の腸管にも存在します。

この菌は熱に強い「芽胞(がほう)」と呼ばれる形態をとり、100°Cの加熱でも死滅しません。カレーやシチュー等を大鍋で大量に作る場合、他の細菌は死滅してもウエルシュ菌の芽胞は生き残ります。調理後に適切に冷却せず放置すると、40°C～50°Cで急速に増殖して食中毒の原因となります。

● 原因となる食品

「給食用のスープ」「前日に調理したカレー」など、大量に作ったり、作り置きした食品は特に注意が必要です。

● 症状

感染すると、6～18 時間の潜伏期間の後、菌が作る毒素（エンテロトキシン）により下痢や腹痛を起こします。一般的に症状は軽く、多くは 1～2 日で回復します。

● 予防方法

ウエルシュ菌が増えやすい「40°C～50°C」にしない事が大切です。

加熱調理した物であっても、放置せずになるべく早く食べましょう。保存するときはパックに小分けして冷蔵するなど、早く冷やす工夫をしましょう。

食の安全・安心に関するパンフレット類

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0708/kensyu-koza-panf/panf/index.html>